

2023年12月4日 全5頁

四半期報告書の廃止に関する改正法の成立

四半期報告書が廃止された後の四半期決算短信の内容は？

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2023年11月20日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が第212回国会で可決され、成立した。これにより、四半期報告書は廃止されることとなった。四半期報告書の廃止に関する改正は2024年4月1日から施行される。
- 四半期報告書が廃止された後の四半期決算短信に関しては、2023年11月22日に「四半期開示の見直しに関する実務の方針」が公表された。ここでは、四半期決算短信の開示の内容、タイミング、レビュー、エンフォースメントなどに関する方針が示されている。
- 四半期報告書の廃止とその後の四半期決算短信に関しては、今後も政令や内閣府令の改正、四半期決算短信に関する上場規則等の改正の動向を注視する必要があるだろう。

1. 四半期報告書の廃止に関する法律の成立

2023年11月20日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が第212回国会で可決され、成立した。これにより、金融商品取引法における四半期報告書に関する規定などは削除され、四半期報告書は廃止されることとなった。

四半期報告書の廃止に当たって、図表1の通り、有価証券報告書の提出義務会社は半期報告書の提出を義務付けられることになる。ただし、図表1の中にある政令や内閣府令は未公表のため、今後の動向を見守る必要がある。

図表1 金商法等改正案における半期報告書の概要

企業区分	開示事項	提出期限
① 上場会社等 (下記除く)	事業年度開始後6カ月間の属する企業集団の経理の状況その他の公益または投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項(半期報告書共通記載事項)	半期(6カ月)経過後、 <u>45日以内</u> の政令で定める期間内

② 上場会社等のうち金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業として内閣府令で定める事業を行う会社	事業年度開始後 6 カ月間の半期報告書共通記載事項、当該会社に係るこれと同様の事項として内閣府令で定める事項	半期（6 カ月）経過後、 <u>60 日以内</u> の政令で定める期間内
③ 上場会社等以外の会社（非上場会社）	事業年度開始後 6 カ月間の半期報告書共通記載事項、当該会社に係るこれと同様の事項、これらを補足する事項として内閣府令で定める事項	半期（6 カ月）経過後、 <u>3 カ月以内</u> の政令で定める期間内

（注 1）下線は筆者。

（注 2）③の非上場会社のうち、②の事業を行うものは②に求められる事項を記載した半期報告書を②の提出期限内に、②の事業を行わないものは①に求められる開示事項を記載した半期報告書を①の提出期限内に提出することによって、③に求められる半期報告書に代えることができる。

（出所）「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（2023 年 11 月 20 日成立）より大和総研作成

また、四半期報告書の廃止に伴い、半期報告書や臨時報告書の法令上の開示情報としての重要性が高まることから、各種書類の公衆縦覧期間が延長される（図表 2）。

図表 2 公衆縦覧期間の延長

書類	現行法	改正法
有価証券届出書	5 年（参照方式の場合は 1 年）	5 年（参照方式の場合も 5 年）
発行登録書 発行登録追補書類	発行登録が効力を失うまでの期間	5 年
有価証券報告書 （及び確認書）	5 年	
内部統制報告書	5 年	
四半期報告書（及び確認書）	3 年	四半期報告書は廃止
半期報告書（及び確認書）	3 年	5 年
臨時報告書	1 年	5 年
自己株券買付状況報告書	1 年	
親会社等状況報告書	5 年	

（注）各書類の添付書類や訂正報告書などについても同様の公衆縦覧期間となっている。

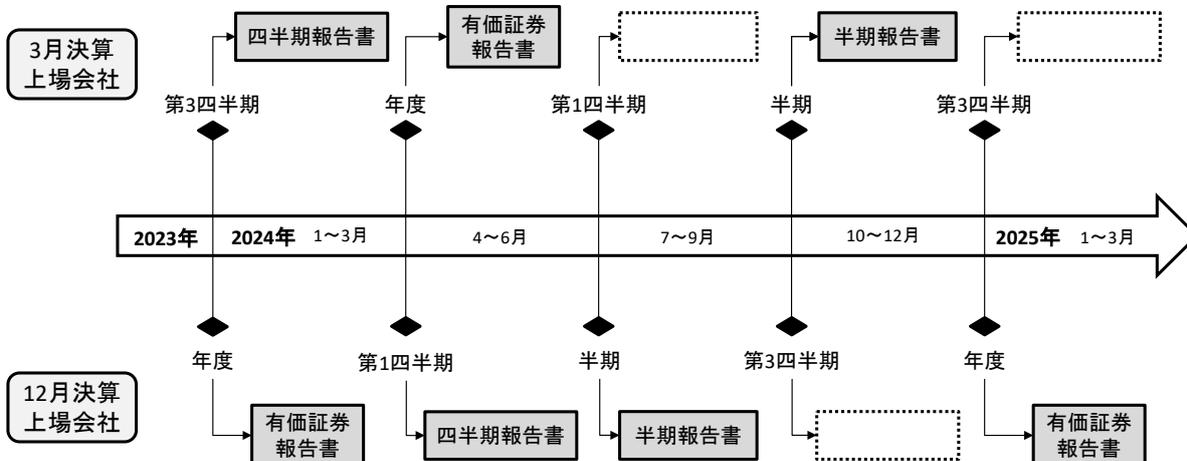
（出所）「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（2023 年 11 月 20 日成立）より大和総研作成

四半期報告書の廃止、半期報告書の提出の義務付け、公衆縦覧期間の延長に係る改正は 2024 年 4 月 1 日から施行される。

2024 年 3 月 31 日以前に開始した四半期までについては四半期報告書の提出が求められ、2024 年 4 月 1 日以後に開始する四半期については四半期報告書が廃止される。半期報告書に関しては、2024 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について半期報告書の提出に関する規定が適用される。ただし、事業年度の最初の四半期に係る四半期報告書（2024 年 4 月 1 日以後に提出期間が開始するものに限る）を提出する場合は、その事業年度から半期報告書の提出が求められる（図表 3 の 12 月決算上場会社を参照）。

半期報告書や臨時報告書などの公衆縦覧期間は、2024年4月1日以後に受理されるものについて延長され、それ以前に受理されたものは改正前の公衆縦覧期間が適用される。

図表3 四半期報告書、半期報告書の提出義務の有無（3月決算、12月決算の場合）



(注) 空欄は廃止される四半期報告書のタイミング。

(出所)「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(2023年11月20日成立)より大和総研作成

2. 四半期報告書廃止後の四半期決算短信に関する方針

四半期報告書の廃止は、金融庁の「ディスクロージャーワーキング・グループ」において、四半期報告書と四半期決算短信の重複を踏まえ、これらを四半期決算短信に一本化するとされたことを受けたものである。

四半期報告書が廃止された後の四半期決算短信については、東京証券取引所の「四半期開示の見直しに関する実務検討会」において、2023年6月から検討が行われていた。検討の内容を踏まえ、2023年11月22日に「四半期開示の見直しに関する実務の方針」が公表された¹。なお、第2四半期、通期については法定開示（半期報告書、有価証券報告書）が存続するため、現行の取扱いが維持される。そのため、下記は第1四半期、第3四半期に関する変更の方針である。

まず、開示内容については、投資者の要望が特に強い事項は四半期決算短信で新たに開示が義務付けられる。具体的には、現行の注記事項に「セグメント情報等の注記」、「キャッシュ・フローに関する注記」が追加される（図表4）。

ただし、「上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要」とされており、適時開示ガイドブックにおいてそのような情報を例示し、自発的な開示を促すとされている。具体例としては、キャッシュ・フロー計算書が挙げられている。すなわち、図表4にもある通り、キャッシュ・フロー計算書は投資者ニーズに応じた開示が要請され、このキャッシュ・フロー計算書を省略する場合には、「キャッシュ・フローに関する注記」の開示が求められることとなる。投資判断に有用な情報としては、このほかにも、財務諸表に係る注記（貸借対照表関係の注記／損益計算書関係の注記など）、経営成績等に関する

¹ <https://www.jpx.co.jp/news/1023/20231122-01.html>

説明に当たって、投資判断に有用と考えられる事項（経営管理上重要な指標など）が考えられている。

図表 4 四半期決算短信の開示内容

<開示の内容>

サマリー情報		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「レビューの有無」を注記事項に記載（義務のレビューと任意のレビューを区別） ➢ 「当四半期累計期間における連結範囲の重要な変更の有無」に変更（※1）
添付資料	財務諸表	日本基準、IFRS、米国基準で取扱いに差は設けず、以下の事項は一律義務付け ➢ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書（※2） （CF計算書は投資判断に有用な情報として、投資者ニーズに応じた開示を要請）
	注記事項	現行の注記事項に「 セグメント情報等の注記 」「 キャッシュ・フローに関する注記 」を追加 ➢ 継続企業の前提に関する注記 ➢ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ➢ 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 ➢ 四半期特有の会計処理 ➢ セグメント情報等の注記 （新制度における半期報告書と同水準） ➢ キャッシュ・フローに関する注記 （CF計算書を省略する場合）
	その他	経営成績等の概況（※3） 継続企業の前提に関する重要事象等（現行と同じ） レビュー報告書（レビューを受ける場合のみ添付）

※1：現行の「重要な子会社の異動（特定子会社の異動）」から、四半期報告書に合わせ、「連結範囲の重要な変更」とすることを意味している

※2：四半期会計期間に係る連結損益計算書及び連結包括利益計算書については、新制度における半期報告書において2Q会計期間に関する開示はなされないことが想定されること等を踏まえ、省略を認める

※3：決算説明資料など決算短信以外での開示を行うことも可（その場合、該当書類を参照すべき旨・参照方法を記載）

（出所）東京証券取引所「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（2023年11月22日）

また、四半期決算短信の開示のタイミングについては、開示内容が定まり次第開示が求められる。ただし、四半期末から45日を経過する場合にはその状況について適時開示を求めるとされている。

さらに、四半期報告書では監査人によるレビューが求められていたが、四半期決算短信ではレビューは原則任意とされ、レビューの有無を開示することが求められる。ただし、下記①～⑤の要件に該当した場合には、その後提出される第1四半期、第3四半期の財務諸表に対するレビューが義務付けられる。レビューの義務付けは、要件該当後に提出される有価証券報告書・内部統制報告書において、下記①～④の要件にいずれも該当しない場合に解除される。

図表 5 四半期決算短信のレビューが義務付けられるケース

- ① 直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）において、**無限定適正意見（結論）以外**の場合（注1）
- ② 直近の有価証券報告書において、**内部統制監査報告書における無限定適正意見以外**の場合
- ③ 直近の内部統制報告書において、**内部統制に開示すべき重要な不備**がある場合（注1）
- ④ 直近の有価証券報告書・半期報告書が**当初の提出期限内に提出されない**場合（注2）
- ⑤ 当期の**半期報告書の訂正**を行う場合であって、**訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付**される場合（注2）

（注1）直近の有価証券報告書・半期報告書・四半期決算短信（レビューを行う場合）・内部統制報告書の訂正を行う場合で、要件に該当する場合も対象。

（注2）財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合を除く。

（出所）東京証券取引所「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（2023年11月22日）

最後に、エンフォースメントについては、取引所において適切な実施のために監査人との連携を強化し、会計不正の概要を早期に把握できる仕組みを構築するとの考え方が示されている（法令上の不公正取引（風説の流布）の禁止についても、適切に理解されるよう周知を行う）。具体的には、下記の方針が示されている。

図表 6 四半期決算短信に関するエンフォースメントの方針

- ① 会計不正等の疑義が生じた場合など、必要と認める場合に、上場会社に対して、正確な報告に向けて必要な調査及び調査結果の報告（必要かつ適当と認める場合に、その内容の開示を求められるよう上場規則で明示
- ② 公認会計士等へのヒアリングを求める場合の上場会社に対する協力義務に関する上場規則（規程第 604 条）について、その射程を、上場廃止に係る該当性の判断に必要と認める場合から、会計不正等が生じ、実効性確保措置の検討に必要と認める場合に拡大
- ③ 上記②の施策が適切に機能するように、監査契約（JICPA におけるひな型）において、守秘義務解除の「正当な理由」として、取引所からの情報連携の要請等を含めるなど、JICPA において対応されることが期待される

（出所）東京証券取引所「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（2023 年 11 月 22 日）

四半期報告書の廃止に係る金融商品取引法の改正は 2024 年 4 月 1 日に施行され、その後は四半期決算短信の内容やタイミング等が上記のように変更される方針となっている。今後も政令や内閣府令の改正、四半期決算短信に関する上場規則等の改正の動向を注視する必要があるだろう。